

藤沢市学校運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等について、藤沢市学校運営協議会規則（令和3年藤沢市教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 規則第2条第2項の規定による通知は、学校運営協議会設置通知書（第1号様式）により対象学校の校長に通知するものとする。

(委員の推薦)

第3条 規則第5条第2項の規定による推薦は、学校運営協議会委員推薦書（第2号様式）により行うものとし、当該年度の前年度の3月末日までに教育委員会に提出するものとする。ただし、規則第5条第4項の規定による補欠委員の推薦をする場合には、速やかに提出するものとする。

(委員の任命又は委嘱)

第4条 規則第5条第1項の規定による任命又は委嘱は、5月1日に行うものとする。ただし、規則第5条第4項の規定による補欠委員の任命又は委嘱をする場合には、この限りではない。

(会議)

第5条 規則第8条第1項の規定による会議の招集は、学校運営協議会開催通知（第3号様式）により行うものとする。

(会議録等)

第6条 協議会は、会議を開催した場合、学校運営協議会会議録（第4号様式）を作成し、会議を開催した日から30日以内に教育委員会に提出するものとする。

2 協議会は、前項に規定する会議録の提出後速やかに、会議の内容を学校ホームページその他の方法により、当該学校の所在する地域の住民等に対し公表するものとする。

(意見の申し出)

第7条 協議会は、教育委員会に対し地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第6項及び第7項に規定する意見の申し出を行うときは、学校運営協議会意見申出書（第5号様式）により行うものとする。

(委員の解任)

第8条 委員は、辞任を申し出るときは、学校運営協議会委員辞任届（第6号様式）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、規則第10条の規定により委員の解任を行ったときは、学校運営協議会委員解任通知書（第7号様式）により委員本人及び当該協議会の会長に通知するものとする。

(報告)

第9条 協議会は、年度毎に、学校運営協議会活動状況報告書（第8号様式）を作成し、翌年度の4月末日までに教育委員会に提出するものとする。

(任務)

第10条 対象学校の校長は、協議会に関する資料及び情報を、次期校長への引継事項とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。